

ごみ・資源物を持ち込む施設案内

松阪市クリーンセンター

松阪市桂瀬町751番地 ☎ 36-0975 FAX 36-0560

◎受入品目◎ **もやしかないごみ** **もえないごみ** **資源物**
小型家電リサイクル対象品 **家庭用パソコン**



受付時間 ※年末・年始は除く

- 平日(月曜～金曜日)
午前8時30分～正午、午後1時～午後4時30分まで
- 土曜・日曜日、祝日は休みです。ただし、祝日(月曜日・水曜日)、**第3日曜日(12月のみ第2日曜日)**、ごみの受付業務を行います。
- 資源物・小型家電リサイクル対象品・家庭用PCは上記以外の土曜・日曜日、祝日も受付します(午前9時～正午、午後1時～午後4時)

ごみ処分手数料

- ◎家庭系一般廃棄物
100kg以下の持ち込みごみは無料 100kgを超えた10kgにつき150円
- ◎事業系一般廃棄物
10kgにつき150円

持ち込み時の注意事項

- 「**ごみ処理申込書**」を電子申請できるようになりました。電子申請はこちら
- 紙の場合: 「ごみ処理申込書」を事前に記入し、計量受付に提出ください。
- 電子の場合: 電子申請をした後、計量受付に受付番号を提示ください。



ごみ処理申込書設置場所

- ◎松阪市リサイクルセンター ◎各地区市民センター ◎各地域振興局
- ◎各公民館及び旧川俣出張所 ◎本庁受付 etc.

松阪市一般廃棄物最終処分場

松阪市上川町985番地 ☎ 28-7710 FAX 28-7713

◎受入品目◎ **家庭生活から出るブロック、コンクリートくず等**

受付時間 ※年末・年始は除く

平日(月曜～金曜日)
午前8時30分～正午、午後1時～午後4時30分まで
土曜・日曜日、祝日は休みです。

ごみ処分手数料: 車両の最大積載量(1車両につき)

350kg以下 2,090円
350kgを超えて500kg以下 5,230円
500kgを超えるときは、500kg(1～500kg) 毎に5,230円を加算

持ち込み時の注意事項

- 必ず事前に最終処分場にお問合せの上、持ち込んでください。
- 産業廃棄物は受け入れできません。

松阪市リサイクルセンター

松阪市町平尾町351番地2 ☎ 53-4470 FAX 51-6406

◎受入品目◎ **資源物** **小型家電リサイクル対象品** **家庭用パソコン**

受付時間 ※年末・年始は除く

平日(月曜～金曜日)、祝日(月曜・水曜) 午前8時30分～正午、午後1時～午後4時30分
土曜・日曜・祝日(月曜・水曜以外) 午前9時～正午、午後1時～午後4時

小型家電リサイクル対象品について

市が指定する小型電子機器は緑の「回収ボックス」で回収しています。

(対象商品)

携帯電話・スマートフォン、ビデオカメラ、携帯ゲーム機、ノートパソコン、デジタルカメラ、電話機 等

(回収ボックスの設置場所)

松阪市クリーンセンター、松阪市リサイクルセンター、三雲リサイクルセンター、本庁、各地域振興局

(回収ボックスに入れる前に)

- ・個人情報(名前、住所、電話番号等)は削除してください。
- ・取り外しできるバッテリー、乾電池は取り外してください。
- ・一度投入された小型家電は返却できませんのでご注意ください。

家電リサイクル製品の処分方法

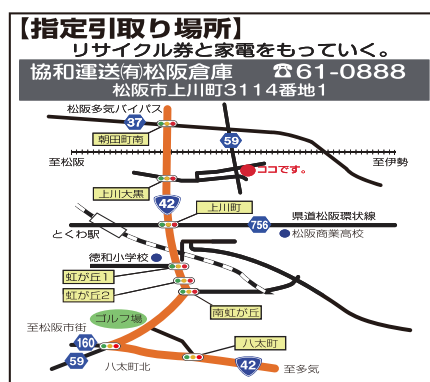
家電リサイクル製品は、集積所に出さず、下記の方法で処分をお願いいたします。

①郵便局でリサイクル券を購入する

再商品化料金(1台につき)		令和6年12月現在	
冷蔵庫・冷凍庫 内容量が171ℓ以上 4,730円 内容量が170ℓ以下 3,740円	エアコン (室外機を含む) 990円	テレビ 画面サイズが16型以上 2,970円 画面サイズが15型以下 1,870円	洗濯機 衣類乾燥機 2,530円

メーカーにより料金が異なる場合があります。
メーカー名、画面サイズ、内容量等の情報が必要となりますのでご確認ください。
郵便局でリサイクル券を購入の際、別途振込手数料が必要です。

②引取り場所に運ぶ(指定引取り場所または松阪市クリーンセンター)



松阪市クリーンセンター

リサイクル券と家電をもっていく。
再商品化料金とは別に市の処分手数料が必要です。

○市の処分手数料(1台につき)

- 冷蔵庫・冷凍庫 1,040円
- エアコン 830円
- テレビ 300円
- 洗濯機・衣類乾燥機 510円

※家庭用パソコンの処分について

- ①メーカーの自主回収ルートで処分
- ②小型家電回収ボックスに投入(ノートパソコンのみ)
- ③松阪市クリーンセンター、松阪市リサイクルセンターへ持ち込み
- ④リネットジャパンリサイクル株式会社に回収を依頼

市では収集・受入ができません

薬品・農薬 ガスボンベ タイヤ バッテリー 消火器 火薬・発炎筒

石油類等 オートバイ 自動車・農機具 ピアノ 耐火金庫 産業廃棄物

液体 液体

○処分方法については、販売店、専門店にご相談ください。

事業系ごみの扱い

営業に伴う一般廃棄物は、松阪市が許可している業者に依頼するか、または自己搬入してください。営業に伴うごみは、法令により自ら処理することが義務づけられています。産業廃棄物は、市では処理できません。産業廃棄物処理業者に依頼してください。農業に伴う廃プラスチック類も産業廃棄物として処分してください。

家庭医療廃棄物の扱い

感染性のある医療廃棄物は、医療機関等で処理方法をご相談ください。注射針付廃棄物は使用済み、未使用品に関わらず医療機関等に処理を依頼してください。往診や訪問介護等で発生した医療廃棄物は持ち帰ってもらうよう依頼してください。上記以外の感染性のないものについては、正しく分別し決められた場所に出してください。